

鹿児島県新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業 よくあるご質問

番号	分類	ご質問内容	回答
1	受付開始	申請受付はいつから開始されますか。	令和2年9月15日(火)から開始予定です。
2	申請書の入手	紙で申請をしたいのですが、インターネット環境がないため申請書をダウンロードできません。どうすれば申請書を入手できますか。	申請書のダウンロードができない場合は、郵送により紙媒体の申請書及び申請マニュアルをお送りすることも可能です。 「申請書送付依頼」と記載した封筒の中に、返信用封筒(A4サイズが入るもの)を入れて以下の宛先へ送付してください。 返信用封筒には、送付先の住所を記載し、390円分の切手を貼ってください。 (送付先) 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課 医務係
3	対象施設	どのような施設が対象ですか。	新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院(内科、歯科)、有床診療所(内科、歯科)、無床診療所(内科、歯科)、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。 ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。
4	対象施設	新型コロナウイルスの患者を受け入れていなくても対象になりますか。	対象となります。 新型コロナウイルス患者の受け入れは要件となっております。
5	対象施設	病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。また、いつ時点の病床数になるのでしょうか。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。 なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。
6	対象施設	対象施設の時点はいつですか。(有床診療所⇔無床診療所、病院⇔診療所等変更があった場合どうすればいいですか)	原則として令和2年4月1日時点の施設となりますが、施設類型や許可病床数に変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
7	対象施設	一法人が補助対象となる複数の施設を所有する場合、それぞれで補助が受けられますか。	一法人が、(医療機関等コードが異なる)複数の保険医療機関等を開設している場合、医療機関等ごとの申請が可能です。
8	対象施設	既に廃止している医療機関でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となりますか。	申請日時点で廃止している場合は、対象になりません。
9	対象施設	助産所について、分娩の実施の有無を問わず対象となりますか。	分娩の実施の有無は要件となっていません。
10	対象経費	どのような経費が対象ですか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。 (例) 賃金・報酬:感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等 謝金:感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等 会議費:感染拡大防止のための勉強会のための会議費 等 旅費:感染拡大防止研修のための医療派遣にかかる経費 等 需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費):消耗品(マスクや消毒用アルコール等)費等 役務費(通信運搬費手数料、保険料):職員の感染に係る保険料 委託料:施設内の清掃委託洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用等 使用料及び賃借料:寝具リース料 備品購入費:HEPA フィルター付き空気清浄機の購入費 等

番号	分類	ご質問内容	回答
11	対象経費	〇〇の購入に要する経費は補助対象となりますか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用は幅広く対象となります。 申請しようとしている経費が対象となるか不安な場合については、当該経費が対象外となった場合でも申請上限を超えられるよう、該当すると思われる他の経費を含めて経費に記載の上、申請されることをおすすめします。(万が一対象外経費が含まれていても、それ以外の経費で上限額を超えていれば返還としないため) 実績報告の際には、どのようなことに使われた経費か、説明できるようにご準備ください。
12	対象経費	患者の動線を分けるため建物の一部改修した場合は対象になりますか。	ゾーニングのための仕切りの設置など、軽微な工事であり対象費目のうち需用費(修繕費)で計上できるものは対象となります。
13	対象経費	疑い患者への対応や感染拡大防止対策等に従事した、従前から勤務している者の超過勤務手当が対象となるでしょうか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者」の場合は対象外となります。
14	対象期間	いつからいつまでの費用が対象ですか。また、既に使用した費用も対象となりますか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。 上記期間内にかかった経費であれば、申請前に支出済みであっても対象となります。支出内容が分かる書類(領収書等)が提出できるようご準備ください。 また、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能です。
15	申請回数	対象期間内であれば、複数回申請できますか。	申請は、一つの対象機関につき1回のみです。
16	申請方法	申請書を提出できるようなインターネット環境が整っていないのですが...	基本的にはオンラインで申請していただくこととしておりますが、どうしても難しい場合は紙媒体による申請も可能です。 県ホームページより紙申請用の申請書をダウンロードいただくか、返信用封筒により申請書を手渡し、郵送または持参により国保連合会へ提出してください。
17	申請方法	国保連の「オンライン請求システム」や「WEB申請受付システム」の操作方法がわからないのですが...	国保連の「オンライン請求システム」や「WEB申請受付システム」など、医療機関等の申請時のシステムについては、県のホームページにも記載されているマニュアルをご確認いただくか、その他のご不明点については国保中央会に設置されているヘルプデスクにご連絡ください。 ○ Web 申請受付システム ヘルプデスク ・電話番号 0120-112-166 ・受付時間 平日の8時00分～17時
18	申請方法	10桁の医療機関コードを入力とありますが、7桁ではないでしょうか。	7桁の数字の前に都道府県コード・点数表コードが必要です。 下記を御参照下さい。 都道府県コード(鹿児島県):46 点数表コード(内科):1 点数表コード(歯科):3 点数表コード(薬局):4 都道府県コード(2桁)+点数表コード(1桁)+7桁=10桁
19	申請方法	医療機関コードはどこで確認できますか。	九州厚生局のホームページで確認できます。 (URL) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index.html
21	交付	どの口座に振り込まれますか。	(概算交付申請) 診療報酬の振込用に国保連に登録されている口座に振り込まれます。当該口座が債権譲渡されている場合又は助産所コードを有していない助産所の場合は、支援金を振り込む口座情報を入力してください。 (精算交付申請) 支援金を振り込む口座情報を入力してください。
22	交付	申請後どのぐらいの期間で支援金は支給されますか。	(概算交付申請) 毎月15日から月末に申請されたものについて、特に修正等がない場合は翌月末までに支払われる予定です。 (精算交付申請) 随時審査を行い、完了後支払いの手続きを行います(概ね1, 2か月程度を想定しています)。